2　法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項は、食品表示基準に定められた遵守事項のうち前項各号に掲げる表示事項並びに栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品及び容器包装に入れられた添加物（食品表示基準第二条第一項第五号に規定する業務用添加物を除く。）にあっては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）を表示する際に食品関連事業者が遵守すべき事項とする。

（消費者庁長官又は農林水産大臣に対する申出の手続）

第二条　法第十二条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。

一　申出人の氏名又は名称及び住所

二　申出に係る食品の種類

三　申出の理由

四　申出に係る食品に係る食品関連事業者等の氏名又は名称及び住所

五　申出に係る食品の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令の一部改正）

第二条　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令（平成二十一年内閣府令・農林水産省令第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手続等に関する命令

第一条中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（」を「農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。」に改める。

第二条の見出し中「行う」を「する」に改め、同条第一項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（」を「農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。」に改め、同条第二項第一号及び第二号中「報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「立入検査」の下に「若しくは質問」を加え、同項第三号及び第四号中「徴収」の下に「若しくは物件の提出の要求」を、「立入検査」の下に「若しくは質問」を加える。

省　令

○財務省令第九号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行に伴い、並びに酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第五十二条第一項第七号及び第二項第四号の規定に基づき、酒税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

財務大臣　麻生　太郎

酒税法施行規則の一部を改正する省令

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第七号中「（昭和三十五年法律第百四十五号）」の下に「、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）」を加え、同条第二項第二号中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の下に「、食品表示法」を加える。

附　則

この省令は、食品表示法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第十二号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第九条第三項並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第五条第三項、第四項及び第七項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事の報告に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十日

農林水産大臣　林　芳正

食品表示法第八条第二項及び第九条第一項の規定による立入検査及び質問並びに食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第五条第三項、第四項及び第七項の規定による都道府県知事の報告に関する省令

（法第八条第二項の規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）

第一条　食品表示法（以下「法」という。）第八条第二項の規定による立入検査及び質問をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第一号によるものとする。

（法第九条第一項の規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）

第二条　法第九条第一項の規定による立入検査及び質問をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式第二号によるものとする。

（センターの行う立入検査及び質問の結果の報告）

第三条　法第九条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　立入検査又は質問を行った食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

二　立入検査又は質問を行った年月日

三　立入検査又は質問を行った場所

四　立入検査又は質問に係る食品の種類

五　立入検査又は質問の結果

六　その他参考となるべき事項

（都道府県知事のする指示の内容等の報告）

第四条　食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（以下「令」という。）第五条第三項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　指示をした食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

二　指示をした年月日

三　指示に係る食品の種類

四　指示の内容

五　その他参考となるべき事項

2　令第五条第四項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　報告若しくは物件の提出を求め、又は立入検査若しくは質問を行った食品関連事業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者の氏名又は名称及び住所

二　報告若しくは物件の提出を求め、又は立入検査若しくは質問を行った年月日

三　報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問に係る食品の種類

四　報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問の結果

五　その他参考となるべき事項

3　令第五条第七項の規定による報告は、遅滞なく、調査の方法及び結果を記載した書面並びに食品表示法第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項及び遵守事項並びに同法第十二条第一項の規定に基づく申出の手続を定める命令（平成二十七年内閣府令・農林水産省令第二号）第二条の規定により提出された文書の写しを提出してしなければならない。

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。